

意見

・環境アセスメントを行い、計画変更が可能な段階に代替案で計画の最適化を行うべき

・影響が大きい事業である。事業者に真摯な対応、あるべき姿を根気強く説明して、対応を求めていくべき

市としても本事業は環境に影響があるものと認識。市民の申出を考慮の上計画を検討し、可能な限り早期の情報開示を行うよう要求

⇒**継続審議**

・調査委員も委嘱して活用を

有識者を調査委員として活用する方法を検討⇒環境基本条例協議や審議会などで活用を検討

・情報を出せない具体的な理由は説明を事業者を求める必要があるのでは

開発段階では未定である情報が多い。今後計画が進行するにつれ判明する情報については開示を要請し、出来ないなら理由も確認

⇒**継続審議**

・日野市は環境の関心や意識も高い。だからこそそのコミュニケーションをとってもらい、可能な限り以上の表現検討を

基本的には対応する前提の表現。法規制がない状況ではあるが、要請を最大限に表していく⇒まちづくり条例事前協議回答に反映

・事業者と協議した内容は合意書として担保していくべき。協議の中身とその実効性が重要

まちづくり条例は第71条に基づき、開発事業に関する協定を締結。環境基本条例の協議についても、同様に進めていく

⇒**継続対応**

意見

・排熱利用を検討するべきでは

他事例で排熱利用が実現していることは認識。市民の申出を考慮の上計画を検討するよう要請

⇒**継続審議**

・日本には排熱の基準がない。日野市議会からも国や都に意見書を出していただきたい

・最新の冷却方式を採用するように要請できるのであれば、そういうことを書くのが良いのでは

利用が実現していることは認識。市民の申出を考慮の上計画を検討するよう要請

⇒**継続審議**

・最高25mとまちづくり部長が答弁の件について

現行のまちづくり条例では、共同住宅、寄宿舍、下宿その他これらに類する用途に供する建築物が対象。工業地域は高さ制限がない

⇒**景観（高さなど）について配慮を要請**

・騒音などの基準の表現について分かりやすい表現を

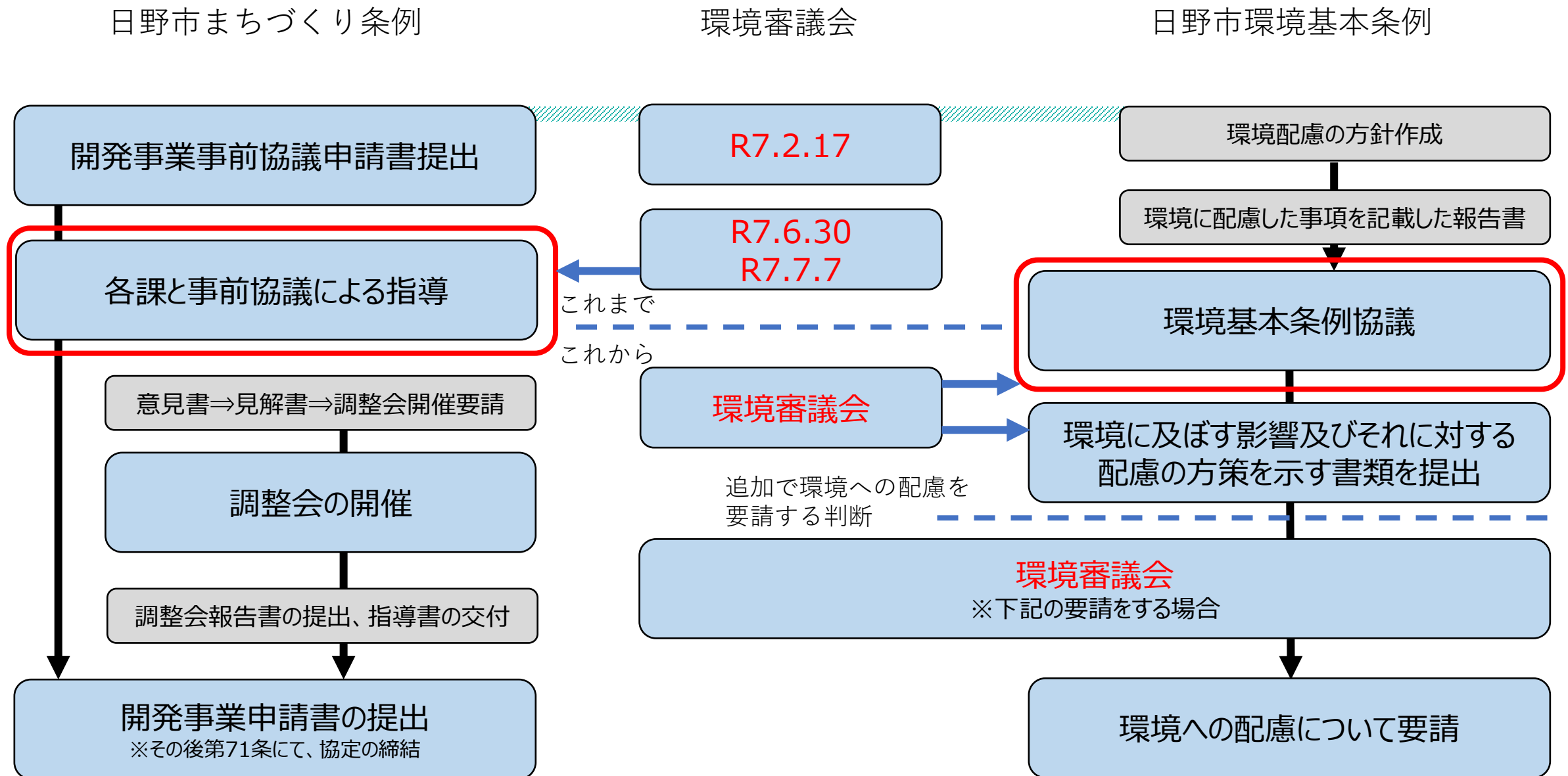
いただいた意見を基に、工夫出来ないか検討⇒**まちづくり条例事前協議回答に反映**

・公害について、市民からの声にしっかりと対応を

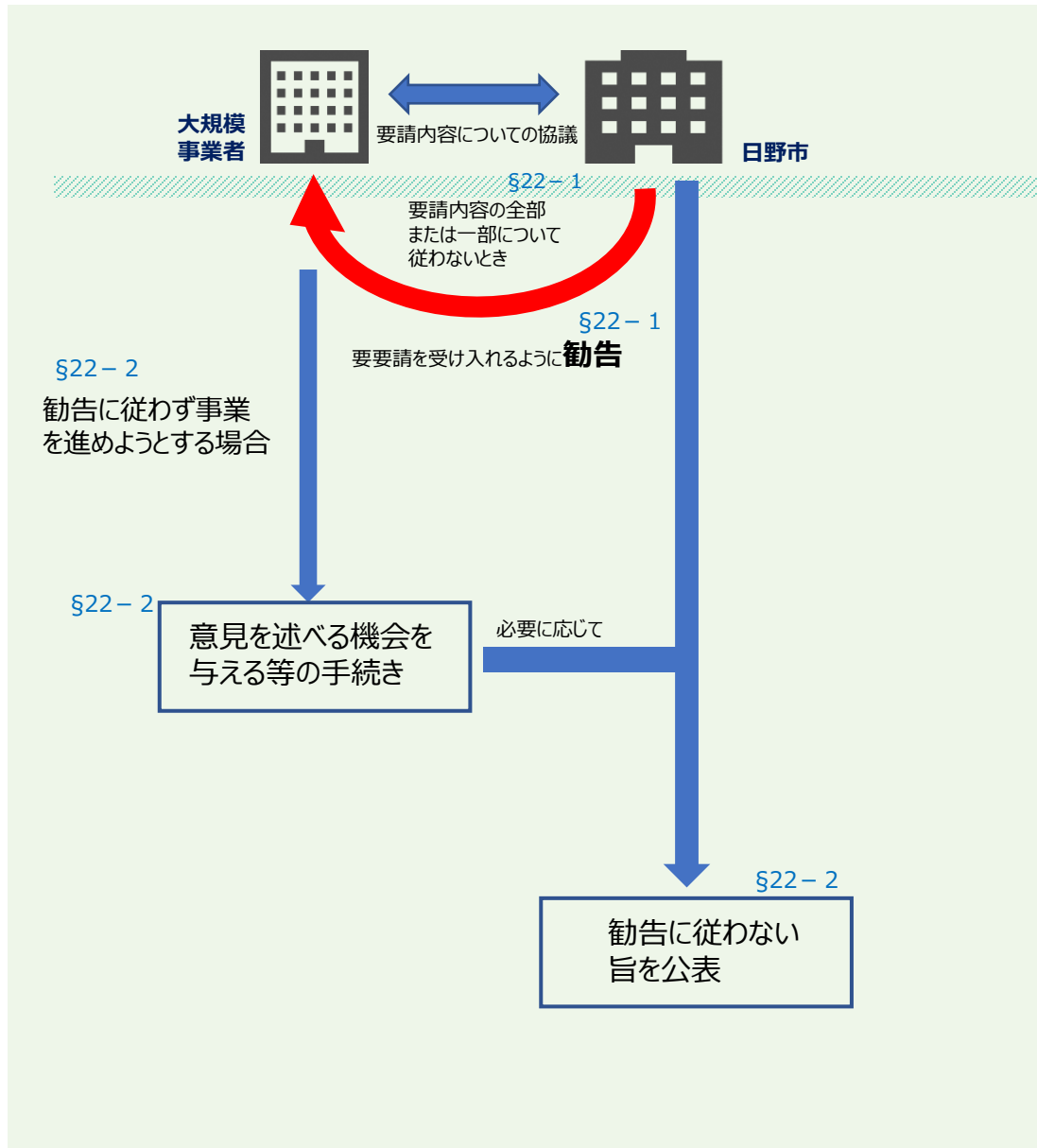
いただいた意見を基に、工夫出来ないか検討⇒**まちづくり条例事前協議回答に反映**



各条例の協議フロー



環境基本条例第22条



環境基本条例

(勧告及び公表)

第22条 市長は、開発事業者等が前条の規定による要請の全部又は一部を受け入れないときは、当該要請を受け入れるよう勧告することができる。

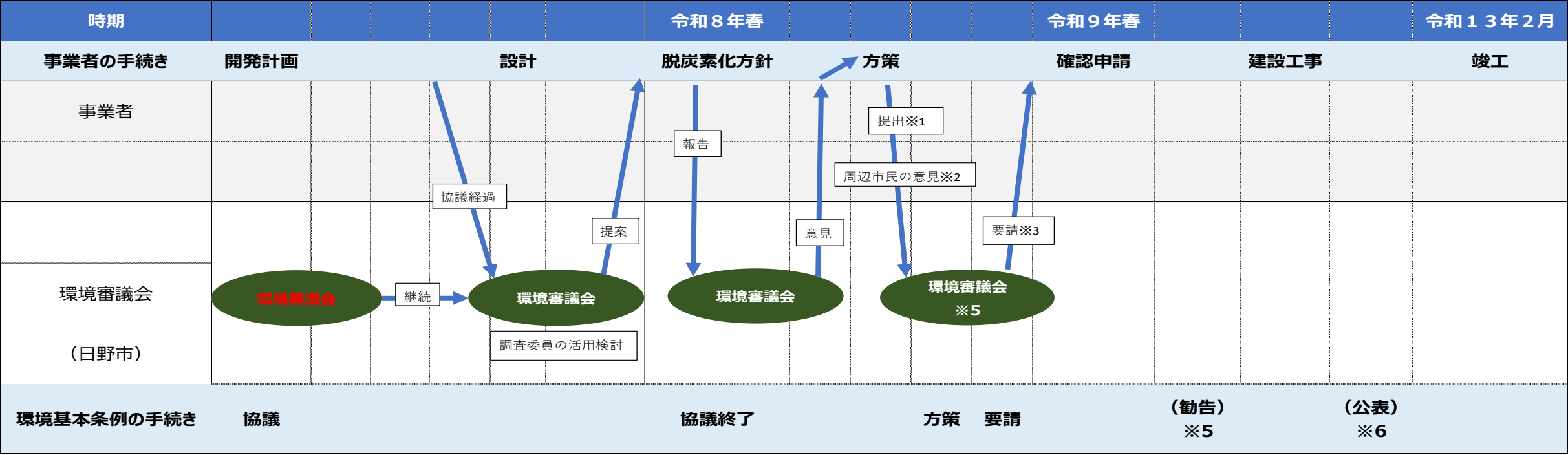
2 市長は、開発事業者等が前項の規定による勧告に従わない場合において、必要があると認めるときは、当該要請及び勧告についてこの者に意見を述べる機会を与える等の手続を経た上でその内容を公表することができる。

3 開発事業等に係る環境への配慮について必要な事項は、規則で定める。



今後のスケジュール案

イメージ図



※1 環境基本条例第21条2項
市長は、前項の規定による協議終了後、開発事業者等に対し当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響及びそれに対する配慮の方策を示す書類を提出するよう要請するものとする。

※2 環境基本条例第21条3項
市長は、前項の書類の提出があったときは、開発事業者等に対し、当該開発事業等を実施することによる環境に及ぼす影響及びそれに対する配慮の方策について当該開発事業等に関係する市民等に対する周知を行い、これらの者の当該開発事業等についての意見を聴き、その内容等を報告するよう要請するものとする。

※3 環境基本条例第21条4項
市長は、前項の規定による報告があったときは、環境の保全等の見地から、開発事業者等に対し、当該開発事業等の実施に係る環境への配慮について要請することができる。

※4 環境基本条例第21条5項
市長は、前項の規定による要請をするに当たっては、あらかじめ日野市環境審議会の意見を聴かなければならない。

※5 環境基本条例第22条1項
市長は、開発事業者等が前条の規定による要請の全部又は一部を受け入れないときは、当該要請を受け入れるよう勧告することができる。

※6 環境基本条例第22条2項
市長は、開発事業者等が前項の規定による勧告に従わない場合において、必要があると認めるときは、当該要請及び勧告についてこの者に意見を述べる機会を与える等の手続を経た上でその内容を公表することができる。